

參考資料

◆ 用語集

◆ あ行		
インフラ	・インフラストラクチャーの略称であり、道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設を指す。	P2
エコ・コンパクト	・熊本都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月 29 日）が掲げる理念のキーワードであり、エコロジー（生態学、環境問題）とエコノミー（都市経営、行政経営、行政コスト）に着目した「エコ」に「コンパクト」を加えたもの。	P14
◆ か行		
核家族	・社会における家族の形態の一つ。具体的に一組の夫婦のみ/一組の夫婦とその子ども/父子世帯や母子世帯	P25
幹線道路	・全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。	P9
かん養域	・水田、畑地、草地、林地、水域など、地下水を染み込ませ蓄えておける場所。	P105
街区公園	・街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。	P98
菊陽町国土利用計画	・国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、菊陽町の区域における国土の利用に関する基本的事項について、定める計画。	P16
菊陽町地域公共交通ネットワーク計画	・住民代表、交通事業者、道路管理者、町などの合意により策定されたもので、菊陽町の地域公共交通のあり方について、その方向性を定めているもの。	P19
近隣公園	・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。	P98
屋外広告物禁止区域	・熊本県屋外広告物条例によって、指定された区域。	P37
熊本都市計画区域	・政令指定都市熊本市を中枢として、産業、経済、教育、文化、広域行政等の高次都市機能が集積されるとともに、JR 熊本駅、阿蘇くまもと空港、熊本港、九州縦貫自動車道や現在整備が進められている九州中央自動車道のインターチェンジ等の広域交通拠点を有した地域。	P5
熊本都市圏	・熊本県熊本市を中心とした都市圏のこと。対象地域は熊本市/宇土市/合志市/宇城市の一部（不知火、松橋、小川地区）/菊池市の一部（泗水地区）/大津町/菊陽町/西原村/御船町/嘉島町/益城町/甲佐町の 5 市 6 町 1 村。	P5
検討委員会	・庁内の関係各課の課長によって構成され、計画の実質的な部分について検討し、計画案を作成する。	P3
広域交通骨格軸	・熊本都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月 29 日）の「広域交通骨格道路」に該当し、生活都市間をつなぐ道路。	P83

交通弱者	・子どもや高齢者など、自動車を中心とする社会において移動が制約される人のこと。	P19
国土利用計画法	・国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。	P16
◆ さ行		
策定委員会	・住民の代表、学識経験者、各種関係団体、関係行政機関等で構成され、「検討委員会」で作成した計画案に対して、それぞれの見地から検討を行い、意見をを行う。	P3
砂防指定地	・砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。	P37
市街化区域	・区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	P14
市街化調整区域	・区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。	P23
自然動態	・一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。	P28
社会動態	・一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。	P28
集落内開発制度	・建築が制限されている市街化調整区域において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に定められた都道府県の条例で指定する土地の区域、いわゆる集落内開発制度の区域で特定の建物の建築を可能とする制度。	P89
循環型社会	・廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	P105
親水空間	・河川等の水に親しむ空間。	P101
浸透性舗装	・道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装構造。	P105
浸透性植樹マス	・雨が降っても水溜りはできず、歩行者が安全に歩け、樹木にも水を供給する優しい植樹マス。	P105
社寺林	・神社、寺院が所有する森林。	P105
人口動態	・社会動態と自然動態を合わせた人口の動き。	P28
総合公園	・都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。	P98

◆ た行		
多核連携型の都市	・町の中核となる拠点、地域拠点及び生活拠点が人々の生活を支える中心的な拠点となり、各拠点間が利便性の高い公共交通により相互に連携された都市。	P80
地域幹線軸	・熊本都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月 29 日）の「域内幹線道路」に該当し、他市町村を連携し、市街地を支える主要な道路。	P83
地区公園	・主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。	P98
低未利用地	・居住、事業、その他の用途に利用されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地。	P88
都市計画公園	・都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。	P49
都市計画道路	・都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）に基づいて計画された道路。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上などの観点から町づくりの検討を行なうのに合わせて、都市計画道路の見直しが検討される。	P45
第 1 次産業	・原材料・食糧などの最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業で、農林水産業等。	P10
第 2 次産業	・製造業・建築業・鉱工業等。	P10
第 3 次産業	・商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業・電気・ガス・水道業等。	P10
中核都市	・都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市、あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のことである。	P5
昼間人口	・従業地・通学地を反映した昼間の人口。	P7
昼夜間人口比	・夜間人口（常住人口）100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示す。	P7
都市幹線軸	・熊本都市計画区域マスタープラン（平成 27 年 5 月 29 日）にはない、本町独自の交通軸であり、都市機能拠点を連絡する道路。	P83
都市計画区域	・都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。都市計画区域は県が指定する。	P1
都市計画法	・都市の健全な発展等を目的とする法律。	P1

◆ な行		
農業振興地域	・ 今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。	P37
農用地域	・ 農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。	P37
◆ は行		
氾濫原	・ 洪水時に氾濫水に覆われる川の両岸の比較的平坦で低い土地。	P21
パークアンドライド	・ 目的地までの交通手段として、出発地からは自動車を運転して、都市周辺部の駅に駐車し、そこから都心部まで電車等の公共交通機関を利用する交通手段のこと。	P96
パブリック・コメント	・ 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。	P3
ベッドタウン	・ 大都市の近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市。	P12
◆ ま行		
マンホールトイレ	・ 下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。	P101
◆ や行		
夜間人口	・ 地域に常住している人口。	P7
屋敷林	・ 屋敷の周囲に設置された林。	P105
用途地域	・ 住居の環境の保護または業務の利便の増進を図る為、また建物の種類の混ざり合いを防ぐものとして定める地域。用途地域を定めると、住居、商業、工業など市街地の大枠の土地利用が決まり、それぞれの内容に応じて、建てられる建物の用途が決められる。	P23
◆ ら行		
流出人口	・ 当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口。	P8
流入人口	・ 他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口。	P8
ローム層	・ ロームとは土壌区分の一つ。粘性質の高い土壌であり、シルトおよび粘土の含有割合が 25%~40%程度のものを指す。ロームで構成された地層をローム層という。	P21

◆ 菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

番号	役職	氏名	職名
1	委員長	かきもと りゅうじ 柿本 竜治	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
2	副委員長	いだ たかのり 井田 貴志	熊本県立大学総合管理学部 教授
3	委員	こはら まこと 小原 誠	菊陽町区長会副会長
4	委員	かわばた てつお 川端 哲男	菊陽町農業委員会会長職務代理
5	委員	やまかわ みつあき 山川 光明	菊池地域農業協同組合菊陽中央支所 支所長
6	委員	あかきみ つかさ 赤崎 幸	菊陽町商工会事務局長
7	委員	みやじま てつや 宮島 哲哉	熊本県土木部道路都市局 都市計画課 課長
8	委員	ひらしま ともお 平島 知雄	株式会社愛歯 熊本本社 取締役副社長

◆ 計画の策定経緯

年 月 日	内容
令和 1 年 12 月 27 日 ～令和 2 年 1 月 24 日	菊陽町都市計画マスタープラン策定に関するアンケートの実施
令和 2 年 5 月 20 日	第 1 回菊陽町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
令和 2 年 7 月 3 日	第 1 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会
令和 2 年 8 月 17 日	第 2 回菊陽町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
令和 2 年 8 月 27 日	第 2 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会
令和 2 年 9 月 29 日	第 3 回菊陽町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
令和 2 年 10 月 26 日 ～10 月 27 日	菊陽町都市計画マスタープラン校区别説明会
令和 2 年 12 月 2 日	議会全員協議会で菊陽町都市計画マスタープラン（案）の進捗状況を説明
令和 2 年 12 月 24 日	第 3 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会
令和 3 年 1 月 15 日 ～2 月 15 日	菊陽町都市計画マスタープラン（案）に関する意見の募集 （パブリック・コメント）
令和 3 年 2 月 22 日	第 4 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会 菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会から町長へ菊陽町都市計画マスタープラン（案）を提言
令和 3 年 3 月 30 日	令和 2 年度第 1 回菊陽町都市計画審議会

